

2010年6月1日

滋賀県教育委員会
教育長 末松 史彦 様

滋賀県公立高等学校教職員組合
執行委員長 杉原 秀典
全教滋賀教職員組合
執行委員長 田中 哲

教員免許更新制に関する要求書

教員免許更新制が実施されて1年以上がたちましたが、現時点においても、制度の不備や問題点は残されたままです。

政権が交代し、制度廃止への期待がいったん大きく高まりました。ところが、新しい制度ができるまでは現行のまま実施となり、受講対象者は中途半端な状態で不安と疑問と憤りを抱えています。2年目の今年は大学の開講する講座数が激減しており、09・10年度対象者の未受講の者が全員受講すれば、10・11年度対象者にはごくわずかしが受講枠がありません。制度凍結や廃止の確約があるわけではなく、異常な事態です。

以前から指摘しているとおり、趣旨目的に大きな違いのない10年経験者研修など、教育センターで実施している講座で代替できるようにすることが必要です。教育委員会には、今回の異常事態に対して柔軟な対応をとり、受講対象者の不安等を取り除く責任があります。

以下のことを要求します。

記

- 1 県教育委員会として文部科学省に教員免許更新制の廃止を上申すること。
- 2 制度が廃止されないもとでは、更新講習の情報提供を責任を持って行い、受講対象者が全員受講できるようにすること。
- 3 09・10年度対象者で、万一県内の受講枠に漏れ、受講できない事態が生じた場合には、延伸申込手続きができるようにすること。
- 4 10・11年度対象者は、制度廃止が検討されていること、及び県内の受講枠が極端に少ないことを踏まえ、混乱を避けるため、今年度は受講しなくてもよいと通知すること。
- 5 各種研修の読み替えなど、受講者の負担を可能な限り軽減すること。
- 6 講習費用等を公費負担にすること。
- 7 受講対象者が万一不認定となった場合には、再チャレンジの機会を設け、全員更新できるようにすること。
- 8 教員免許が失効した場合でも、失職させないこと。

以上